

## [事案 29-22] 契約解除無効・がん給付金支払請求

・平成 29 年 8 月 31 日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反とされた受診歴について契約時は認識していなかったことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 28 年 5 月に契約したがん保険について、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消して、腎臓の腫瘍による入院・手術に対する給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、肝硬変について告知されていなかったことを告知義務違反による契約解除の理由とするが、医師から病名を聞いていなかったため告知することができなかった。
- (2) 保険会社は、C T 検査の結果から、腎臓に腫瘤影を認め、泌尿器科を受診するよう指示を受けていたことも告知義務違反による契約解除の理由とするが、医師からその旨を告げられたのは告知後であった。
- (3) C T 検査を受けたことは募集人に伝えた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知の半年前に肝硬変と診断され、医師から病名を告げられたうえで、通院・投薬治療を受けていた。
- (2) 申立人は、告知の 11 日前に C T 検査を受けた結果、腎臓に腫瘤影を認め、告知の 4 日前に精査を指示されている。
- (3) 募集人は、申立人から、C T 検査の話聞いていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知に関する状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人については、保険会社から募集時状況報告書が提出されたことも踏まえ、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が医師から肝硬変等の病名を聞かされていなかったとしても、通院や投薬、C T 検査を受けていた事実は告知すべき事実であった一方、申立人が C T 検査を受けたことを募集人に伝えたどうかは明らかでないものの、募集人の告知妨害等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。